

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民主商工

2016年11月14日(月)発行
No.209

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

調定額に満たなくても受け取る 納付相談はお早めに



＝ 坪井さんが要望書を手渡す ＝

11月4日(金)午後3時から北区役所保険年金課との交渉を行いました。民商からは役員の方井みよ子さんと事務局が参加し、保険年金課長はじめ4名が応対し、要望書に対する回答が文書で配られました。

「保険料を払いきれない区民に対し、生活実態の把握に努め、預金や年金、給与を差し押さえるなどの強引な徴収や制裁的な措置をしないでください。『調定額に満たない金額を持参したときには受け付けない』という方針は実施しないでください」との要望に対し、「当月調停額に満たない納付は未納解消につながるだけでなく、不足分が新たな未納として累積す



＝ 北区役所交渉の参加者 ＝

坪井さんは「私はサラリマン家庭で育ったので、必要なものは先に払うのが当たり前だと思っていけれど、中小業者は収入が安定せず、決まった額が払えない人もいると思うので柔軟に対応してほしい」と話しました。

「2年前に、資格証明書を交付されていた北区の

ることになり、滞納者本人の将来的な負担を増やすことになるため、お断わりしております」と回答。

「5万円の約束で3万円とか、1万円しか持ってこられない場合は受け取らないのですか」と尋ねると「回答にはそう書いてありますが、受け取るようにしています」と管理係長が回答しました。

会員が、完納した途端に心筋梗塞で倒れて入院したことがある。資格証明書は受診抑制を引き起こすので、最低でも、短期保険証を交付して納付相談を継続すべきではないか」と重ねて改善を訴えました。

北区では、継続した納付で問題のない場合は、「3カ月」や「6カ月」の短期保険証を交付しており、私たちの要望で少しずつ前進しています。

事業継承・発展で地域経済に光いを ＝ 第17回愛知商工交流会 ＝

11月6日(日)東別院会館で第17回愛知商工交流会が開催され、県下の民商から143名が参加。名古屋北部民商からは柳澤経営対策部長(副会長)、前田副会長、婦人部の三浦さん、内藤さんと事務局が参加しました。

午前中は『中小業者の今と未来を考える～今のやり方を少し変えてみる～』をテーマに石田仁さん(経営コンサルタント)が記念講演を行いました。

午後からは、①「事業継承と従業員の育成、経営者の役割」②「地域で仕事おこし、循環型経済の構築と街づくり」③「業者婦人・女性経営者交流会」④自己改革で経営革新～共に商売をのばす～⑤キラリと光るものづくり・サービスの5つのテーマの分科会で交流しました。



＝ 第③分科会内藤さんと三浦さん(左から2人目と3人目) ＝



＝ 第④分科会の様子(左から2人目が柳澤さん) ＝

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!